

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案」に関する意見公募の実施結果について

令和7年1月20日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する
省令案」の制定に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見
の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年11月18日（月）～令和6年12月17日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

2件

※意見提出者の数を示しています。別紙では、同一の趣旨の意見をまとめて整理して
示しているため、上記意見数と別紙の意見数は一致しません。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今回追加される『（二）当該再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が発電側託送供給料金の支払者である』は再生可能エネルギー発電事業者にリスクを負わせるもので有り、事業者保護に反する為、廃案が望ましい。更に踏み込んで言及すれば、先達の西欧諸国の無残な失敗例を良い教訓とし、現行の受益者への理不尽を省みても、『再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法』そのものを即時停止、悪くとも段階的に停止すべきである。心が在るならば、後の世代につけを回すのはもうこれ以上行うのは中止すべき。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、最大限導入していくことが政府の基本方針です。こうした基本方針の下、本改正は、関係審議会における議論を経て、2023年度以前に新規認定を受けたFIT電源（FITからFIPに移行した電源を含む。）についても、再生可能エネルギー発電設備に併設される蓄電池に対する系統充電を可能とするものです。すなわち、本改正は、系統充電が可能な事業者の範囲を拡大させるものであり、また、系統充電が可能な事業者は、蓄電池の稼働率をより向上させ、より効果的・効率的に需給バランスの確保に貢献することができる点を踏まえると、「再生可能エネルギー発電事業者にリスクを負わせる」、「事業者保護に反する」などといった御指摘は当たりません。</p>
2	<p>FITからFIPへの移行を促すにあたって蓄電池の併設を行わなければ、系統運用にとってもほとんど意味をなさないと考えられるため、蓄電池併設を促進する施策の一つとしてはよいことだと考える。ただ、FITからFIPに移行し、蓄電池を併設を促進するには、そもそも現在のFITの変更認定手続（土地の追加・削減等の住民説明やパネル1枚変更しただけで認定変更が必要等の経産局の実務事務が回らないようなルール）を含めルールを実務にあわせて、現実的なものに調整していかなければ、制度全体がうまく運用できない（現在既に運用できていない）ものにますますなると危惧している。全事業者がルールとおりにやると経産局の事務が回らず、FITからFIPへの移行手続きにそもそも時間がかかりすぎて実務が立ち行かないと思われる。</p>	<p>FIT/FIP制度に関する諸手続については、引き続き、関係者の事務負担の効率化や丁寧な情報発信に努めてまいります。</p>